

八戸市道路占用料（令和6年3月31日まで）

占用物件		単位	占用料
道路法第32条 第1項第1号に 掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510円
	第2種電柱		790円
	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		460円
	第2種電話柱		730円
	第3種電話柱		1,000円
	その他の柱類		46円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910円
道路法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		55円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		82円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		190円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		270円
	外径が1メートル以上のもの		550円
	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる 施設		占用面積1平方メートルにつき1年
道路法第32条 第1項第5号に 掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	Aに0.005を 乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上 のもの	Aに0.01を 乗じて得た額

占用物件		単位	占用料	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	930円	
	地下に設ける通路		560円	
	その他のもの		910円	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190円	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	標識		1本につき1年	730円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円
		その他のもの	1本につき1月	190円
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円
		その他のもの		930円
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	910円	
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190円	
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			91円	
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額

占用物件		単位	占用料
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により当市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。